

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都助産師会館（以下「この法人」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 この法人の職員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 特定寄附金 この法人の職員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「寄付金趣意書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(寄附金趣意書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、寄附金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(寄附金の申込み)

第6条 寄付をしようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により申し込みを行い、理事長の承認を受けなければならない。

- (1) 寄附金申込書（別紙様式1）に必要事項を記載の上、法人に提出する。
- (2) 法人ホームページ（助産師学校ホームページを含む。）上の「寄附金申込フォーム（WEB申込）」に必要事項を入力する。

(寄附金の受入の決定)

第7条 法人は、前条の規定により寄附申込書等の提出があったときは、その内容を確認しなければならない。

- 2 前項に定める寄附の申込みを受けたときは、理事長の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、重要な財産等について寄附の申込みを受けたときは、理事会の承認を得なければならない。
- 4 法人は、寄附の申込みを受けることとなったときは、その結果を「寄附金受入通知書」（別紙様式2）により通知する。

(受領書等の送付)

第8条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、「寄附金受領書」（別紙様式3）及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第9条 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第10条 この法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

(受領の制限)

第 9 条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第 10 条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 11 条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。(平成 28 年 11 月 9 日理事会議決)
- 3 この規程は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。